



厚労省から発表された本人確認（番号確認・身元確認）のポイント

◆雇用保険関係の様式

平成28年1月以降、事業主が従業員から個人番号を収集したうえで記入し、ハローワークへの提出が必要となる雇用保険関係の主な様式は次の通りです。

- ・雇用保険 被保険者資格取得届
- ・雇用保険 被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（※）
- ・育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（※）
- ・介護休業給付金支給申請書（※）

（※）事業主が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、できる限り事業主が提出することになっています。

◆本人確認（個人番号・身元（実在）確認）の方法とポイント

事業主（個人番号関係事務実施者）による本人確認（個人番号・身元（実在）確認）には、「対面・郵送」、「オンライン」、「電話」の3つの方法があります。

本人確認のポイントは、次の通りです。

（1）雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元確認のための書類の提出は不要。この場合には、次のいずれかの書類による個人番号の確認が必要。

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 等

（2）（1）に該当しない場合は、①または②の方法で個人番号の確認と身元確認が必要。

①個人番号カード

②通知カードまたは個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書＋各種証明書

◆最新情報をチェック！

なお、マイナンバー制度関係の情報は以下のサイトで確認することができます。

○マイナンバー制度（雇用保険関係）（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

○社会保障・税番号制度について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

○内閣官房ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○特定個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>





希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は？

◆70 歳以上まで働ける企業は過去最高に

厚生労働省が 2015 年の「高年齢者の雇用状況」（6 月 1 日時点）を発表し、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業が 10 万 8,086 社（前年比 4,500 社増）となり、割合は 72.5%（同 1.5 ポイント増）となったことがわかりました。

今回の集計対象は常時雇用する労働者が 31 人以上の企業（約 15 万社）となっています。

なお、条件付きを含めて 70 歳以上でも働ける企業は約 3 万社に上り、比較可能な 2009 年以降で過去最高を記録しています。

◆中小企業の取組みのほうが進んでいる

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業については、約 11 万社のうち、中小企業が 9 万 9,952 社（同 1.6 ポイント増）、大企業が 8,134 社（同 0.8 ポイント増）となっています。

また、希望者全員が 70 歳以上まで働ける企業については、約 3 万社のうち、中小企業が 2 万 7,994 社（同 1.2 ポイント増）、大企業が 1,957 社（同 0.9 ポイント増）となっています。

◆高年齢者雇用確保措置の実施状況

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、1946 年 4 月以降に生まれた従業員に対して、企業に「定年制の撤廃」「定年年齢の引上げ」「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けており、毎年 6 月 1 日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

全体の状況としては、同措置を実施済みの企業は 99.2%（14 万 7,740 社、同 1.1 ポイント増）となっており、企業規模別でみると、中小企業では 99.1%（13 万 2,318 社、同 1.1 ポイント増）、大企業では 99.9%（1 万 5,422 社、同 0.4 ポイント増）となっています。

◆今後の取組みは？

高年齢者雇用確保措置を実施していない企業（31 人以上規模企業）が 1,251 社あることから、同省ではこれらの企業に対し、都道府県労働局やハローワークを通じて重点的な個別指導を実施するとのことでした。

その他、高年齢者が年齢にかかわらず働き続ける「生涯現役社会」の実現に向けて、ハローワークに 65 歳以上の求職者専門の窓口を設けるほか、2016 年度からは 65 歳以上の従業員を多く雇う企業への助成金を拡充するなど、高年齢者の雇用環境を整える方針です。





12月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払いを受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

平成27年12月1日 第145号 大羽労務管理事務所

